



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 北 洋 銀 行
代 表 者 取締役頭取 石 井 純 二
(コード番号 8524 東証第一部・札証)
問合せ先責任者 取締役経営企画部長 安田 光春

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

株式会社北洋銀行（頭取 石井 純二）は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション制度を導入することとし、これに関する議案を、平成27年6月25日開催予定の第159期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション導入の目的

当行は、リーマン・ショックによる経済環境の悪化の中でも中小企業に対する金融仲介機能を十分に発揮できるよう、平成21年3月、1,000億円の公的資金の注入を受けました。それ以降、当行は、役員賞与の支給を見送り、平成22年5月には、役員の退職慰労金制度も廃止いたしました。

平成26年3月、当行は、公的資金を完済いたしましたので、このたび、役員報酬制度を見直すことといたしました。そして、社外取締役を除く取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより、株価変動のメリットを株主の皆さまと共有し、中長期的な株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることが適切と考え、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入することとしたものです。

2. 株主総会に付議する内容

当行取締役の報酬等の額は、平成24年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、年額340百万円以内と決定され、今日に至っておりますが、当該報酬等の額とは別枠にて、当行取締役（社外取締役を除きます。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることにつき、平成27年6月25日開催予定の第159期定時株主総会に諮るものです。

3. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は、6,000個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個あたり100株とする。

ただし、当行が普通株式につき、株式分割（当行普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権の公正価額を基準として、新株予約権の割当てに際して取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、取締役会が定める期間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間（ただし、新株予約権者が地位喪失の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合及び死亡によって地位を喪失した場合で、新株予約権者の相続人が権利行使するときは、死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間）に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集要項を決定する当行取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する当行取締役会において定めるものとする。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北洋銀行 経営企画部 山吹・大橋 TEL 011-261-1693